市職員給与の概要 4月1日現在

地方公務員の給与は各自治体が条例で定め、民間企業や国家公務員の給料との均衡が図られた、適正な給与水準を維持すべきものとされています。

また、給与は市民のみなさんの租税負担で賄われていることから、その実態をお知らせして関心を持っていただくことで、みなさんのご理解が得られるものと考えています。

今回は、4月1日現在の市職員給与の概要を、一般行政職員を中心に紹介します。

問 職員課（内332）。

（1）職員給与費の状況（一般会計予算）

区分	職員数（A）	給与費				1人あたり給与費(B／A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
15年度	782人	3,345,568千円	1,106,691千円	1,585,566千円	6,037,825千円	7,721千円

※職員手当には、退職手当は含みません。

（2）職員の平均給料月額および平均年齢の状況

（15年1月1日現在）

区分	一般行政職	技能労務職	消防職
平均給料月額	362,846円	298,813円	351,384円
平均給与月額	434,665円	354,961円	426,409円
平均年齢	42.6歳	46.0歳	40.5歳

（3）職員の初任給の状況

区分		海老名市		国	
		初任給	採用2年経過日給料額	初任給	採用2年経過日給料額
一般行政職	大学卒	180,900円	203,600円	Ⅰ種180,900円 Ⅱ種171,500円	Ⅰ種200,200円 Ⅱ種185,600円
	高校卒	149,200円	161,000円	139,500円	149,200円

（4）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	291,700円	336,500円	370,700円
	高校卒	237,200円	291,700円	336,500円
技能労務職	高校卒	231,200円	288,900円	326,000円

（5）一般行政職の級別職員数の状況

（15年1月1日現在）

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職務内容		主事補・技師補	主事・技師	主任主事・主任技師	主査	副主幹	課長 課長補佐 主幹	部長 参事 参与	――
職員数		14人	115人	113人	103人	65人	90人	43人	543人
構成比		2.6%	21.2%	20.8%	19.0%	12.0%	16.6%	7.9%	100%
参考	前年の構成比	3.5%	21.5%	19.6%	18.7%	12.4%	16.7%	7.6%	100%
	5年前の構成比	7.2%	27.5%	17.5%	18.2%	12.1%	10.9%	6.6%	100%

（6）特別職の報酬等の状況

区分		給料月額	区分		支給月数
給料	市長	930,000円	期末手当	市長	6月期 2.25月 12月期 2.35月
	助役	746,000円		助役	
	収入役	700,000円		収入役	
報酬	議長	536,000円		議長	6月期 2.25月 12月期 2.35月
	副議長	451,000円		副議長	
	議員	422,000円		議員	

（7）職員手当の状況

区分		海老名市		国	
期末手当 勤勉手当	支給期	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	15年6月期	1.55月分	0.7月分	1.55月分	0.7月分
	15年12月期	1.7 月分	0.7月分	1.7 月分	0.7月分
	計	3.25月分	1.4月分	3.25月分	1.4月分
	役職加算措置	有		有	

区分		海老名市		国	
退職手当	支給率	自己都合	勧奨・定年	自己都合	勧奨・定年
	勤続20年	21.0 月分	28.875月分	21.0 月分	28.875月分
	勤続25年	33.75月分	44.55 月分	33.75月分	44.55 月分
	勤続35年	47.5 月分	62.7 月分	47.5 月分	62.7 月分
	最高限度額	60.0 月分	62.7 月分	60.0 月分	62.7 月分
	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		定年前早期退職特例措置（2～20%加算）	
	退職時特別昇給	制度なし	1～2号給	1号俸	

区分		海老名市	神奈川県	国
調整手当	支給対象地域	全地域	全地域10%	県内の国の支給率 横浜市ほか3市 …… 10% 海老名市ほか8市 ……3% 小田原市ほか22市町村 ……0%
	支給率	10%		
	支給対象職員数	782人		

区分		全職種
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	34.9%
	支給対象職員1人当たり平均支給月額	4,027円
	手当の種類（手当数）	10種
	代表的な手当の名称（額・人員の多いもの）	徴収手当・変則勤務手当・消防手当・清掃手当

区分		海老名市	国
扶養手当	配偶者	15,000円	14,000円
	配偶者以外の扶養親族のうち2人まで	7,000円	6,000円
	配偶者のない扶養親族のうち1人	11,500円	11,000円
	その他の扶養親族	5,000円	5,000円
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子	1人につき 5,000円を加算	1人につき 5,000円を加算
	扶養親族でない配偶者がある場合の1人目の扶養親族	500円を加算	500円を加算
住居手当		30,000円を限度	27,000円を限度
通勤手当		50,000円を限度 （片道2km未満を除く）	50,000円を限度 （片道2km未満を除く）

平成16年採用 市職員を募集

▽職種・人員 ▼一般事務職（上級）＝若干名 ▼保育士（中級）＝若干名 ▽受験資格 ▼一般事務職＝昭和53年4月2日～昭和57年4月1日に生まれた方 ▼保育士＝昭和54年4月2日以降に生まれ、保育士資格を有する方または平成16年3月までに取得見込みの方 ▽受験案内と申込用紙の配布期間・場所 6月2日(月)～7月2日(水)・職員課 ▽願書受付日時・場所 7月1日（火）～2日（水）午前9時～正午・午後1時～5時、市役所704会議室 ▽試験日 ▼第1次試験＝7月27日(日)一般事務職＝教養・適性試験(大学卒業程度) 保育士＝教養・専門試験（短大卒業程度） ▼第2次試験＝第1次試験合格者へ8月中・下旬実施。一般事務職＝作文・集団討論・面接試験、保育士＝作文・実技・面接試験 ▽試験会場（第1次試験）海西中学校 ▽その他 一般事務職（初級）・消防職（上級・初級）の募集は8月1日号でお知らせします（10月～11月試験予定）。

問 職員課（内332）。

渋谷神社本殿を市重要文化財に指定

江戸中期・吉宗の時代の建築様式

市では、渋谷神社（門沢橋2166）本殿を、平成15年4月30日付で重要文化財に指定しました。

この本殿は、寛保元年（1741年）築。覆屋（ふくや＝本殿を納める建物）に納められ、間口約1・2㍍と小規模ですが、江戸時代中期（徳川吉宗の時代）の標準的な建築様式を今に残す貴重な建物で、保存状態も良好なことから今回の指定となりました。

保存も良好な渋谷神社本殿

●7月19・20日に自由拝観

当時としては珍しい、獅子・獏（ばく）・龍など多くの彫り物が用いられ、手のかかった造りとなっています。同神社の今夏の祭礼は7月19日(土)・20日(祝)で、その際本殿を自由に拝観することができます。

問 文化財課（内681）。

●私立幼稚園児● 保育料の一部を補助

市では、市内在住で住民登録があり、平成9年4月2日～12年4月1日生まれの幼児、または、12年4月2日～13年4月1日生まれで満3歳に達した幼児を公認の私立幼稚園に就園させている保護者の方に、私立幼稚園就園奨励費補助金と私立幼稚園就園援助費補助金を交付しています。6月中旬以降に在園している幼稚園から申請書等が配布されるので、必要事項を記入し園へ提出してください。

▽私立幼稚園就園奨励費補助金（**下表**）は、保護者の所得（市民税額等）に応じて保育料等の一部を補助 ▽私立幼稚園就園援助費補助金は、園児1人に対して年額1万円を交付。

問 学校教育課（内662）。

私立幼稚園就園奨励費の補助基準

	区分	入園料・保育料の補助限度額（年額）		
		1人就園の場合および同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯で2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯で3人以上就園している場合の左記以外の園児（第3子以降）
1	生活保護法の規定による保護世帯・平成15年度市民税額が非課税の世帯	137,700円	180,000円	222,000円
2	平成15年度の市民税の所得割課税の額が非課税の世帯	104,900	157,000	209,000
3	平成15年度の市民税の所得割課税の額が8,800円以下の世帯	80,400	141,000	200,000
4	平成15年度の市民税の所得割課税の額が102,100円以下の世帯	56,500	124,000	190,000

※世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、所得割課税額を合算します。
※途中入園により、保育料を在園期間に応じて支払っている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用します。
「上記の単価×（保育料の支払い月数＋3）÷15」（100円未満は四捨五入）
※実際の支払額が限度額を下回る場合は、実際の支払額を限度とします。